

令和6年能登半島地震による被災世帯の皆様に対する 生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付の受付を開始します

災害救助法の適用となった地域、及び被災したため特例措置が必要な地域として被災地の各都道府県知事が設定した地域において被災し、福岡県内に避難されてきた被災世帯の皆様に対し、1月11日から県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって特例貸付の受付を開始します。

1 貸付対象

災害救助法の適用となった地域、及び被災したため特例措置が必要な地域として各都道府県知事が設定した地域において被災し、福岡県内に避難された世帯で、1月程度以上居住する予定のある世帯

※災害救助法の適用状況

bousai.go.jp/taisaku/kyuujiyo/kyuujiyo_tekiyou.html

2 貸付金額

原則として10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は、20万円以内。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で、特に県社協会長が認めるとき

3 貸付方法

- (1) 貸付利子 無利子
- (2) 据置期間 1年以内
- (3) 償還期限 据置期間経過後2年以内
- (4) 連帯保証人 不要

4 申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人及び被災地に住所を有していることが確認できるもの
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 避難先の所在地が確認できる書類（公営住宅等入居申込書など）
- (3) 預貯金通帳又はキャッシュカード（貸付金振込先の口座が確認できるもの）

5 実施主体

福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金部 生活福祉資金課
TEL：092-584-3377

6 問い合わせ先・申込み先

お住まい又は避難先の市町村社会福祉協議会
[県内市町村社会福祉協議会一覧](#)